

## 特許関係料金の見直しの検討について

2007年10月

特許庁

### 1. 特許行政の方向性と特許特別会計について

特許行政は、知的財産推進計画2007に述べられているとおり、知の創造活動を活性化し、その成果を知的財産として適切に保護するとともに有効に活用し、そこから得られた収益を新たな知の創造活動に振り向けていくという知的財産の創造、保護、活用の好循環の早期実現を目指している。

特許行政を支える特許特別会計は、収支相償の原則の下、出願人からの出願料、審査請求料、特許料等の歳入により、審査・審判等の事務に要する歳出を支弁する仕組みとなっており、中長期的に収支がバランスする仕組みにより運営されている。

### 2. 前回の料金改正

特許部門において、審査に係る実費を勘案しつつ、特許率の高い出願人と低い出願人間のコスト負担の不均衡を是正するとともに、適正な審査請求行動の促進を図るため、特許関係料金の改正を行った。具体的には、平均的な請求項数、権利維持期間を有する出願について、出願から権利の消滅までの期間に掛かる特許特別会計の収入額が一定となる条件の下で、出願料と特許料を減額、審査請求料を増額すると同時に、平均的な維持期間を有する特許を取得かつ維持するのに必要な金額を軽減することにより、出願人が戦略的に審査請求を行うインセンティブの強化を図った（平成16年4月施行）。

### 3. 今回料金改正を行う理由

平成15年改正特許法の施行から3年経過し、附則に規定されている料金見直し時期（法律施行から5年経過した後）が近づいており、国会附帯決議において、「附則の見直し期間にかかわらず、施行状況を見つつ、検討を行う」とあることに加え、今年5月に経済産業大臣より料金制度全体について見直しの指示を受けたところである。

そこで、現行の料金体系を前提として、各種料金から構成される、四部門（特許、実用新案、意匠、商標）それぞれの収入と、審査経費や管理経費等で構成される支出について部門ごと及び四部門全体に係る将来見通しを得ることによって特許関係料金の見直しの検討を行うこととした。

#### 4. 検討の方向

##### (1) 前回の料金改正以降の変化

平成 15 年改正特許法が施行された後、現在までに特許特別会計における状況変化は以下のとおりである。

- ・収入については、平成 13 年度に特許に係る審査請求期間を短縮したことによる審査請求件数の増大が予想を上回ったことから、収入の増加が見込まれる。
- ・支出については、新業務システムの開発（平成 18 年度～平成 25 年度（予定））、任期付審査官の採用（平成 16 年度～平成 20 年度まで 5 年間で 500 人（予定））等による短期的な支出増の可能性のあるものの、新業務システムに伴う業務効率化、競争入札の導入等による支出減の可能性が見込まれる。

##### (2) 今回料金見直しの前提条件

上記の前回改正後の変化を踏まえつつ、今回料金制度の見直しを検討するにあたっては、以下の前提条件を想定している。

- ( ) 特許特別会計において、中長期的に収入と支出とがバランスしていること。
- ( ) 出願件数、特許査定率（登録査定率）等の見通しについては、中長期的に見て、安定的に推移している状態（以下、「定常状態」という。）を想定する。特許部門については、現在一時的に審査請求件数が増加しているが、次第に定常状態に落ち着くものと考えられることから、平成 15 年特許法改正時と同様の条件を用いる（足元の実績値は直近のものに変更）。
- ( ) 前述した業務効率化等による支出削減効果を支出に反映する。

##### (3) 定常状態における収支見直し

上記前提条件に基づき、定常状態における、中長期的な収入と支出を試算する。収入は、定常状態における予測件数と、現行の料金単価に基づいて算出し、支出は、実費単価を用いて算出した。

なお今回は、四部門それぞれにおける中長期的なバランスにも配慮する観点から、四部門それぞれの収入と支出についても試算を行った。

現在詳細な分析を行っているが、凡その試算結果によれば、定常状態において、実用新案部門と意匠部門ではほぼ収入と支出が均衡する一方、特許部門では、収入が支出を上回る可能性が高いものの、条件によっては支出が収入を上回ることもありうるなど、ある程度の幅が見られる。商標部門では収入が支出を年間 200 億円程度上回る可能性があるという状況にある。

今後、更に検討が必要であるが、収入が支出を上回ることが明らかになった場合、四

部門及び各料金のうち、どの部分を引き下げるか検討する必要がある。その際に留意すべき点は以下のとおりである。

#### (4) 料金引き下げの対象の検討

前述のとおり、中長期的な収支の試算(3)より、特許部門と商標部門で収入が支出を上回る可能性が見込まれる状況や両部門における以下の状況を鑑みれば、特許部門及び商標部門における料金を引き下げ対象とすべきではないか。

我が国における研究費及びその対国内総生産比率は増加傾向にあり、特許権取得等に係る費用負担の低減及び研究費の適正な回収の観点から、特許権の取得、維持に係るコストの引き下げニーズが高まっている。

企業活動においてブランド価値の創造が重要となってきた中で、企業の出所識別力、顧客吸引力、情報発信力を具現化する重要な知的財産として位置づけられている商標について、魅力あるブランドの創出及び活用を促進するための環境整備が必要である。

#### ( ) 特許部門の検討

特許部門については、権利取得から維持までに掛かる総費用は、諸外国と比べて低くなっており(図表1)権利維持に掛かる費用である特許料に関しては、諸外国と比して、後年次における特許料が諸外国よりも高くなっている(図表2)。また、後年次の特許料について、中小企業からの引き下げニーズが強いことから、特許料を引き下げること検討すべきではないか。これにより、企業が特許権を長期間保有しやすくなり、増加傾向にある研究費用の十分な回収を支援することとなるのではないか。

また、権利取得にかかる費用の引き下げニーズを踏まえ、特許出願料の引き下げを行い、出願をしやすい環境を整備することも検討すべきではないか。

一方、審査請求料に関しては、引き続き適正な審査請求行動を促進する観点から、出願人による審査請求の要否に係る精査を促すため、料金水準を変更しないこととするべきではないか。

【図表1】日米欧における権利取得から維持までに掛かる料金

(注1)(注2)	日本	米国	欧州(注3)
出願料	16,000円	\$1,167.4 (138,675円)	€ 132.5 (21,119円)
付加料		公開手数料 \$300 (35,637円)	調査料 € 250 (39,848円)
審査請求料	200,200円		€ 333.8 (53,196円)
その他			指定料 € 80 (12,751円)
			権利維持料(注4) € 206.3 (32,874円)
権利取得に必要な費用	216,200円	\$1,467.4 (174,312円)	€ 1,002.5 (159,788円)
権利維持に必要な費用 (特許料等)	168,990円	\$4,730 (561,877円)	€ 3,130 (498,891円)
合計	385,190円	\$6,197.4 (736,189円)	€ 4,132.5 (658,679円)

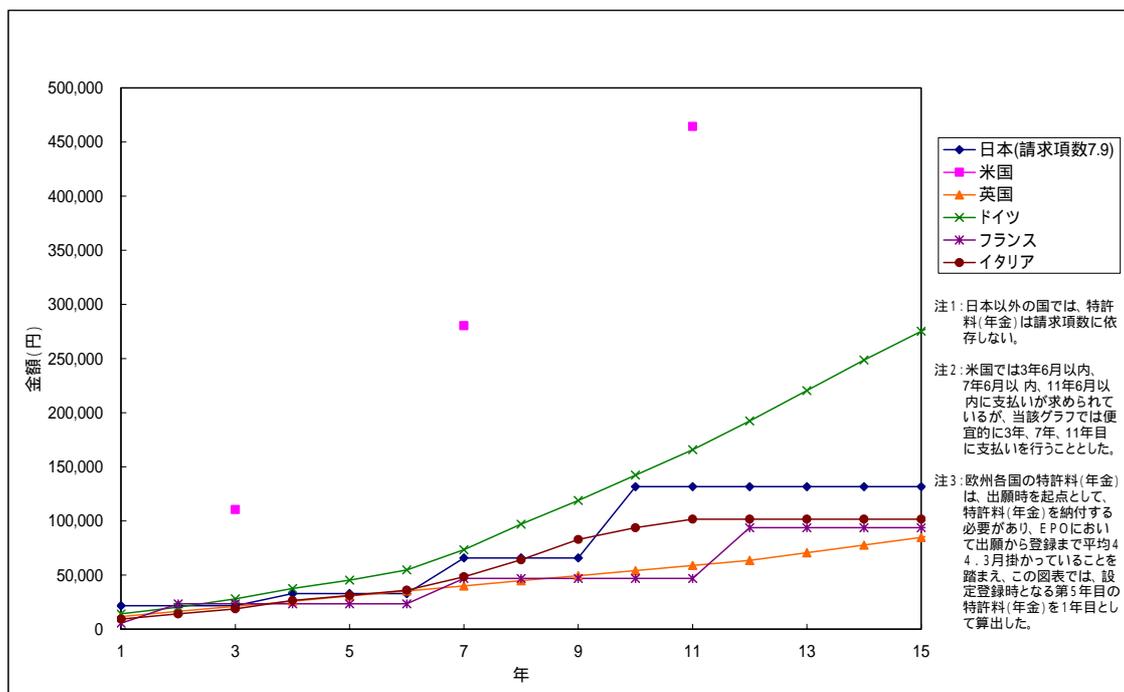
(注1) この表の通貨換算率は、日本銀行が公表している外国為替相場状況(平成18年10月~平成19年9月の平均値)を使用。(1\$=118.79円, 1ユーロ=159.39円)

(注2) 日米欧のそれぞれの平均的な出願で試算  
(請求項数 日: 7.9項(2006) 米: 20.6項(2005) 欧: 18.0項(2005))  
平均維持期間は9年

(注3) 欧州はEPOに指定国4(独国、英国、仏国、伊国)として出願され、EPOにて審査を行い、権利取得後はドイツ特許庁へ年金を支払うことを仮定した。  
また、EPOへ支払う金額は総額を指定国数4で割り算出した。

(注4) EPOに支払う権利維持費用は、出願から権利設定までに平均44.3月かかっていることから、第3年、第4年分を支払うと仮定した。

【図表2】各国の特許料(年金)比較



( ) 商標部門の検討

商標部門については、他国と比較して出願料、設定登録料及び更新登録料が高額となっていること(図表3)、安価な商標権の維持に対する強い要望があることを踏まえ(図表4)、商標権の取得及び維持を促進するため、出願料、設定登録料及び更新登録料を引き下げることが必要ではないか。

なお、設定登録料と更新登録料との差を平準化した場合、不使用商標の増加が懸念されることも考えられるが、以下の理由から問題がないものと考えられる。

設定登録料と更新登録料を同程度の水準としている国々において、料金水準の観点から不使用商標問題が顕在化している国はみられないこと。

企業ヒアリングにおいて、更新申請の要否判断は当該商標を用いた事業を継続するか否かの判断の後に行われるため、更新登録料の多寡により更新申請の判断が変わるとの意見がほとんど見られなかったこと。

平成19年4月1日以降の商標出願の審査においては、不使用商標対策として、商標法第3条第1項柱書き\*の運用により、指定商品の類似群コードが8個以上にわたる出願がなされた場合、指定商品に係る業務を出願人が行っているか合理的な疑義がある場合には、出願人に使用の意思があるのか否かを確認する運用(意思が確認できなければ拒絶とする)が開始されていること。

\*商標法(抄)

第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き商標登録を受けることができる。

一～六 (略)

【図表3】 商標出願等に掛かる主要国の料金比較

(注1)、(注2)	日本	米国	欧州共同体	イギリス	フランス	ドイツ
出願手数料	27,900円	\$436 (51,732円)	€ 750 (119,541円)	£254 (59,852円)	€ 225 (35,862円)	€ 290 (46,223円)
登録料	96,360円	(注3)	€ 850 (135,480円)	(注3)	(注3)	(注3)
権利取得に必要な経費	124,260円	\$436 (51,732円)	€ 1,600 (255,021円)	£254 (59,852円)	€ 225 (35,862円)	€ 290 (46,223円)
権利維持に必要な費用 (更新登録申請手数料)	220,460円	\$536 (63,671円)	€ 1,350 (215,174円)	£254 (59,852円)	€ 240 (38,253円)	€ 750 (119,541円)
通貨レート	-	118.79円	159.39円	235.64円	159.39円	159.39円

(注1)この表の通貨換算率は、日本銀行が公表している外国為替相場状況(平成18年10月～平成19年9月末での平均換算率)による。

(注2)各国の平均的な出願(2006年)で試算。(区分数 日:1.46区分 米:1.34区分 欧:2.75区分 英:2.16区分)

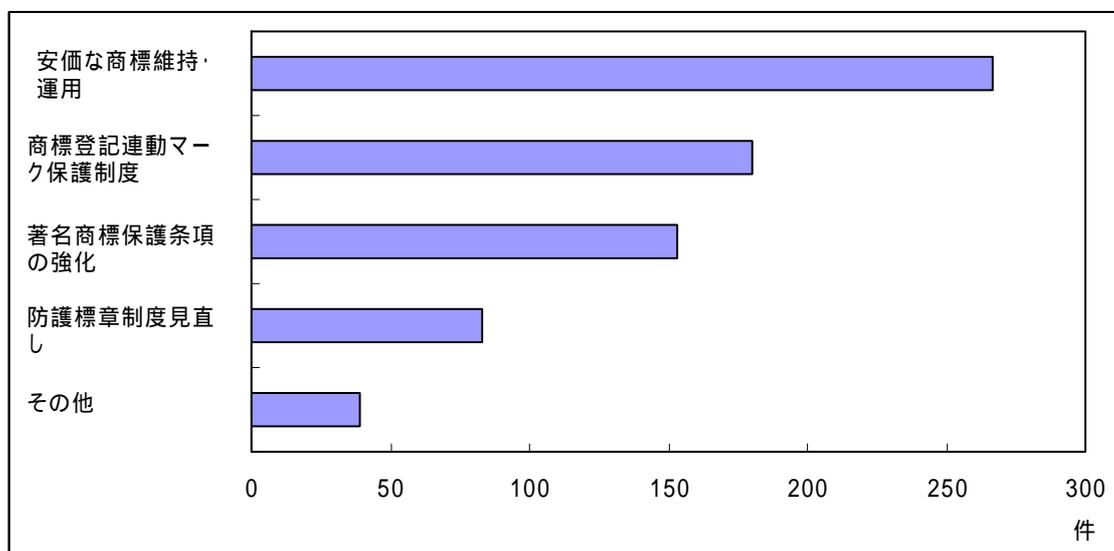
仏及び独については、平均的な出願の区分数データなし。(3区分まで同一価格であるため3区分にて試算)

(注3)米、英、仏、独については、出願料に登録料が含まれる。

【図表4】 標章の保護のあり方に関するアンケート結果

わが国における標章の保護のあり方について要望する方向性

対象：日本知的財産協会会員、ロゴマークを有する企業6業種(化学、電気・機械、食品、繊維、雑貨、役務)を中心とした1,427社にアンケート送付。有効回答数：635通)



平成18年度商標出願種加向調査(特許庁)より